

JIS Y (ISO) 20252 : 2019

Market, opinion and social research, including insights and data analytics

-Vocabulary and service requirements

市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析 – 用語及びサービス要求事項

適用宣言書（第2版）

(MRデータ収集サービス P、Q認証対応)

株式会社アスマーク

1. 株式会社アスマークについて

株式会社アスマーク（以下、「当社」という）は、市場・世論・社会調査（以下、「市場調査」と略す）機関である。

当社は1998年の創業以来、市場調査に関わる対象者リクルート業務を中心として、多様な業界のクライアント（市場調査会社を含む）ニーズに応えるサービスを提供してきた。市場調査機関として、生活者の意見を正確にお客様にご提供することをもっとも大切な使命としている。

今日では、ネット調査業務、リクルート業務を主軸として各種市場調査サービスを提供している。

2. 適用範囲

2. 1 一般

本適用宣言書（以下、「宣言書」という）は、JIS Y (ISO) 20252 : 2019「市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析 – 用語及びサービス要求事項」に準拠して策定したものであり、当社における市場調査サービスの中核をなすデータ収集プロセスを中心として、それに関連する調査プロセスマネジメントシステムに適用する。

2. 2 適用

2. 2. 1 組織上の適用範囲

適用組織： 実査部 ネットリサーチ部署及びモニタリーリクルート部署

対象事業所： 本社（東京都渋谷区）、八戸事業所（青森県八戸市）、福岡事業所（福岡県福岡市）、横浜事業所（神奈川県横浜市）、長岡事業所（新潟県長岡市）、大阪事業所（大阪府大阪市）、中目黒事業所（東京都目黒区）

2. 2. 2 サービス上の適用範囲

当社では、JIS Y (ISO) 20252 の認証区分のうち、“MRデータ収集サービス”に属する「P：定量調査データ収集」及び「Q：定性調査データ収集」の取得を選択している。

具体的には、当社が実施する市場調査サービスのうち、予め JIS Y (ISO) 20252 規格の適用宣言を行った調査プロジェクト業務に適用する。原則として、以下の業務全般を適用対象とする。

- ・ インターネット調査業務（付帯する HUT の運営を含む）
- ・ モニターリクリート業務（付帯する CLT の運営は除く）

※) なお、認証区分が“MR データ収集サービス”的ため、箇条 4 の「4.5.2 クライアントとの関係性管理」の適用を除外するが、「4.5.2.2 製品の取扱い」は含める。

当社が適用を宣誓する附属書の項目は、下表のとおりである。（認証区分「P」及び「Q」）

附属書	宣誓項目	説明・備考
P : 定量調査データ収集 附属書 A - アクセスパネルを含むサンプリング	A.1 一般事項 A.2 サンプリング A.4 非確率標本	調査員非介在型定量調査のうち、インターネット調査を対象とする。
附属書 B - フィールドワーク	B.1 一般事項 B.4 プロジェクトブリーフィング（B.4.1～B.4.2） B.7 データの妥当性確認（B.7.1、B.7.4） B.8 フィールドワーク手法のクライアントへの報告（B.8.1）	
附属書 E - 自記入式	全て（E.1～E.3）	
附属書 F - データ管理と処理	F.1 一般事項 F.8 データファイルの管理	

附属書	宣誓項目	説明・備考
Q : 定性調査データ収集 附属書 B - フィールドワーク	B.1 一般事項 B.2 フィールドワーカの管理、募集・採用、トレーニング B.4 プロジェクトブリーフィング（B.4.1, 4.3） B.6 定性的データ収集（B.6.1～B.6.3, 6.5） B.8 フィールドワーク手法のクライアントへの報告（B.8.2）	リクリート業務を対象とする。 B.2 のフィールドワーカは電話オペレータを指すが、B.5 電話調査は除外する。

3. 二次契約サービス

当社が“MR データ収集サービス”において二次契約する可能性があるものは次のとおり。

- ・ テスト品の発送回収業務
- ・ 調査対象者のリクリート業務（他社パネル・機縁等）
- ・ 条件確認等架電業務
- ・ オンライン接続テスト業務

4. 適用宣言日

2020 年 2 月 6 日

[承認者]

株式会社アスマーク 代表取締役 町田 正一

改訂履歴

版番号	改訂年月日	発行・改訂の要旨
01	2018年11月15日	初版発行
02	2020年2月6日	2019年版への移行に伴う改訂
03	2023年2月14日	<ul style="list-style-type: none">・対象事業所に横浜事業所（神奈川県横浜市）、長岡事業所（新潟県長岡市）を追加・Q：定性調査データ収集の宣誓項目にB6.5を追加
04	2023年10月13日	<ul style="list-style-type: none">・対象事業所に大阪事業所（大阪府、大阪市）中目黒事業所（東京都目黒区）を追加
05	2025年2月10日	<ul style="list-style-type: none">・2.2サービス上の適用範囲内の「モニターリクルート業務（付帯するFGI及びCLTの運営は除く）」のうち、FGI及びを削除・二次契約サービスを追加